

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>八代市では、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)」及び「令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)」並びに「令和六年度物価高騰対策給付金」に係る以下の給付金を実施する。</p> <p>当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)支給業務 ・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給する。</p> <p>2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(予備費分)支給業務 ・世帯全員の令和5年度住民税が均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ・世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税となる世帯に対し、世帯内の平成17年4月2日以降に生まれた児童1人につき5万円を支給する。 ・世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。さらに、世帯内の平成18年4月2日以降に生まれた児童1人につき5万円を支給する。</p>
③システムの名称	給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)番号法別表の第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第73条、第74条</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)番号法別表 第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第73条、第74条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 重点支援給付金事業推進室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号 八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号 八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室 電話 0965-45-5558

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

